

枚方市社会福祉協議会常勤役員の報酬等に関する規程

[平成 20 年 11 月 6 日規程第 4 号]

(目的)

第 1 条 この規程は、枚方市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第 25 条の規定に基づき、常勤の役員への報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員の範囲)

第 2 条 この規程において「常勤役員」とは、定款第 18 条に規定された「常務理事」で、週 5 日、かつ週 31 時間以上の勤務に就く者をいう。

(報酬等)

第 3 条 この規程において「報酬」とは、常勤役員としての職務執行による対価として支給する金銭をいい、その額は、月額 500,000 円以内とする。ただし、地方公共団体や当法人の職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員については、報酬等は支給しない。

2 常勤役員には前項に規定する報酬のほか、職員の「給与に関する規則」に準じた通勤費を支給する。

3 報酬等の支給日は、職員の給与の支給日に準ずる。

(休暇)

第 4 条 常勤役員の年次有給休暇は、一年度に 20 日付与する。

2 その他の特別休暇は、職員の「就業規則」に準じて付与する。

(社会保険等の適用)

第 5 条 常勤役員には、法令に基づき厚生年金保険、健康保険、雇用保険、労働災害補償保険に加入する。

(旅費)

第 6 条 常勤役員が本会の業務のために出張するときは、旅費を支給する。

2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とする。

3 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は、それぞれの旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。ただし、車賃においては、一般乗合旅客自動車を利用する場合以外は、1 キロメートルにつき 23 円とする。

- 4 宿泊料は一夜につき 12,500 円、食卓料は一夜につき 2,500 円を支給する。ただし、食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。
- 5 旅費の支給方法については、職員の「旅費規程」に準ずる。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 11 月 6 日から施行する。ただし、平成 21 年 3 月 31 日までの間、第 3 条第 1 項に規定する報酬は、月額 342,140 円とする。

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日規程第 11 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 6 月 10 日規程第 14 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 10 日から施行し、6 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 12 月 11 日規程第 21 号)

この規程は、平成 21 年 12 月 11 日から施行する。ただし、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 22 年 3 月 29 日規程第 4 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 12 月 22 日規程第 15 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日規程第 19 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 9 月 29 日規程第 9 号)

この規程は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。

附 則 (令和元年 5 月 28 日規程第 7 号)

この規程は、令和元年 5 月 28 日に施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年 3 月 27 日規程第 2 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日に施行する。